

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【評価対象事務全体の概要】</p> <p>本事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月30日法律第50号)に基づき、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ること目的として、特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者が当該指定難病に係る医療を受けた場合に、その医療に要した費用について特定医療費を支給及び指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務である。川崎市長は、同法に基づき、特定医療費の審査、決定、支給等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条の特定医療費の支給に関する事務 2 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理に関する事務 3 難病の患者に対する医療等に関する法律第七条の支給認定に関する事務 4 難病の患者に対する医療等に関する法律第七条等の医療受給者証に関する事務 5 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条の支給認定の変更に関する事務 6 難病の患者に対する医療等に関する法律第十一条の支給認定の取消しに関する事務 7 難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業に関する事務 8 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務 9 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 <p>【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う(システム連携基盤要件)。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する(システム連携基盤、中間サーバ要件)。
③システムの名称	指定難病特定医療費支給業務システム、システム連携基盤、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

指定難病特定医療費情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の131の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号 主務省令第2条表の158の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号 主務省令第2条表の14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
②所属長の役職名	国民年金・福祉医療課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-0415 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-0415
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行っている。 ・申請内容等と指定難病特定医療費支給業務システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行っている。また、誤入力を防ぐため、入力後にダブルチェックを行っている。 ・指定難病特定医療費支給業務システムを利用する職員等を限定し、個人ごとのにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。また、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかけている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	川崎市情報セキュリティ基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、委託契約において、特定個人情報の取扱いに関する特記事項を定めている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の98の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第71条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)	番号法第9条第1項 別表第1の98の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の120の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3第1号、第2号、第3号及び第4号) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、別表第2の56の2項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第6号)、別表第2の87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の120の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の26の項、56の2項、87の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿・福祉医療課長	国民年金・福祉医療課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-0415 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-0415 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-0415	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-0415	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-0415 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-0415 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事業概要	【評価対象事務全体の概要】 (省略)特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者が当該指定難病に係る医療を受けた場合に、その医療に要した費用について特定医療費を支給する事務である。川崎市長は、同法に基づき、特定医療費の審査、決定、支給等の事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 (省略) 7 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務 8 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号） 第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (省略)	【評価対象事務全体の概要】 (省略)特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者が当該指定難病に係る医療を受けた場合に、その医療に要した費用について特定医療費を支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務である。川崎市長は、同法に基づき、特定医療費の審査、決定、支給等の事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 (省略) 7 難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業に関する事務 8 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務 9 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号） (省略)	事前	
令和6年3月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の120の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の26の項、56の2項、87の項	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の120の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の10の項、14の項、26の項、56の2項、87の項、108の項	事前	
令和6年12月19日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事業概要	(省略) 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う（システム連携基盤要件）。 ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する（システム連携基盤、中間サーバ要件）。	(省略) 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う（システム連携基盤要件）。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する（システム連携基盤、中間サーバ要件）。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の98の項	番号法第9条第1項 別表の131の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の120の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の10の項、14の項、26の項、56の2項、87の項、108の項	【情報照会】 番号法第19条第8号 主務省令第2条の15の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 主務省令第2条の14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	II しいき値判断項目（1. 対象人数 いつ時点の計数か）	令和5年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	II しいき値判断項目（2. 取扱者数 いつ時点の計数か）	令和5年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	II しいき値判断項目（3. 重大事故）	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IVリスク対策（8「監査」実施の有無）	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 [○]外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減
令和6年12月19日	III しいき値判断結果	基礎項目評価が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IVリスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月19日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行っている。 ・申請内容等と指定難病特定医療費支給業務システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行っている。また、誤入力を防ぐため、入力後にダブルチェックを行っている。 ・指定難病特定医療費支給業務システムを利用する職員等を限定し、個人ごとのユーザID及びパスワードによる認証を行っている。また、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかけている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIしきい値判断項目 2取扱人数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	右記を記載	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	右記を記載	十分である	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	右記を記載	川崎市情報セキュリティ基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、委託契約において、特定個人情報の取扱いに関する特記事項を定めている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない